



令和5年度保育料について（保育施設）（令和5年4月）

令和5年度の保育料についてご案内いたします。

●基準額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		年齢区分（令和5年4月1日付 満年齢） 上段の金額：保育標準時間認定 下段（ ）内の金額：保育短時間認定 月額 単位：円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護受給者	0 (0)	保育料は無償です。 但し、給食費等については有償となります。 ※世帯の該当条件によっては、給食費のうち副食費については免除になります。 詳細は次頁「基準額からの軽減等について」を参照ください。	
第2	市町村民税非課税世帯	0 (0)		
第3	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ)	11,000 (8,500)		
第4	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満		12,200 (9,700)
第5		48,600円以上 58,800円未満		15,600 (13,100)
第6		58,800円以上 97,000円未満		26,400 (23,900)
第7		97,000円以上 133,000円未満		35,900 (33,400)
第8		133,000円以上 169,000円未満		41,900 (39,400)
第9		169,000円以上 235,000円未満		47,600 (45,100)
第10		235,000円以上 301,000円未満		52,000 (49,500)
第11		301,000円以上		58,500 (56,000)

- ①入所児童と生計を一にする兄弟であって、保育所、幼稚園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用しているものが1名以上いる場合
第2子目は、基準額×0.5(第2階層の場合は0円)
- ②入所児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる場合
第3子目以降は、0円
(別居でも、保護者が仕送りしている場合、生計を一にしていると認められる場合があります。)



◎納期限(口座振替日)

月末となります。ただし、月末が土・日・祝日の場合は翌月の最初の平日になります。
また、12月は25日になります。

◎今回決定した保育料は、令和4年度市町村民税課税額より算定した今年8月までの保育料です。
今年9月からの保育料は、令和5年度市町村民税課税額より改めて算定する予定です。

◎基準額からの軽減について

1.市町村民税所得割課税額57,700円未満(概ね収入360万円以下)の場合、生計を一にする兄・姉等(※1)がいる場合は年齢に関係なく第2子目は半額(第2階層の場合は無料) 第3子目以降は無料

※1 生計を一にする兄・姉に相当する者がいる場合は、軽減の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

※2 給食費のうち、副食費が免除対象となります。

2.児童の保護者世帯が

①ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している世帯(一般的には児童扶養手当、遺族年金の受給が要件となります。)

②在宅障害者を有する場合

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付者、特別児童扶養手当の支給対象者、障害基礎年金の受給者

③生活保護に相当する困窮者

生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

第2階層		無料
第3・4階層	第1子	基準額表の金額から1,000円引いた額の半額
	第2子以降	無料
第5階層 第6階層のうち 所得割額が77,101円未満	第1子	標準時間6,700円 短時間5,600円
	第2子以降	無料

(この場合の子どもの数え方は、1と同じです)

※1 上記の世帯については給食費のうち、副食費が免除対象となります。

3.入所児童と生計を一にする兄姉が2名以上いる場合は、給食費のうち、副食費が免除対象となります。

【お願い】

1については、保育幼稚園課で抽出し、保育料の決定をおこなっていますが、保育料が減額されていない場合は下記までご連絡ください。

2については、申請が必要です。(毎年度必要) ご申請されて、保育料が減額されていない場合はご連絡ください。未だ申請されていない人は、ご申請ください。(用紙は園に備えてあります。提出は園または下記まで)

問い合わせ・連絡・書類提出先：保育幼稚園課 施設運営係 ☎059-354-8172